

# ひらかた万博共創プラットフォーム

## 共創を生む 対話の場

ひらかた万博を契機とし、市と企業・団体等、多様な主体間の共創を推進するエンジンとなる情報共有・マッチングプラットフォーム。公民・民民共創（オープンイノベーション）のための対話・情報共有の場。

### 1. はじめに（ひらかた万博共創プラットフォームとは）

ひらかた万博共創プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」）は、2025年大阪・関西万博を契機に、市民のまちへの愛着を高めるとともに、地域経済の活性化を実現するため、本市が独自で進めている「ひらかた万博」の取り組みの一つで、本市及び、民間事業者・大学・団体（以下、「事業者」）など、多様な主体がパートナーシップによる公・民あるいは民・民連携での共創を推進するための対話の場です。

ひらかた万博 ～みんなで創ろう！この街の未来～

特設ホームページ：

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045792.html>



### 2. プラットフォームでの主な取り組み

プラットフォームでの主な取り組みは以下のとおりです。

- (1) 社会的、経済的価値を有する事業を共に創出するための意見交換及び連携
- (2) セミナー、ワークショップ等による会員相互の情報、ノウハウ等の共有、マッチング
- (3) ひらかた万博に関する情報発信、機運醸成
- (4) その他、プラットフォームの目的を達成するため必要な取組

### 3. プラットフォーム参加方法（「4. 注意事項」をご了承いただいたうえで参加登録をお願いいたします。）

- (1) プラットフォームへの登録

枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力してください。

登録フォームURL：<https://logoform.jp/form/H276/139719>

※登録は常時受付しています。



- (2) 枚方市（事務局）での内容審査

登録情報を確認し、事務局にて内容審査を行います。

※基本的には数日以内に、登録いただいたメールアドレス宛に結果をご連絡します。

- (3) 各取り組みへの参加

上記、「2. プラットフォームでの主な取り組み」に関する各取り組みへの参加案内は事務局から随時ご案内いたしますので、内容に応じて参加をご検討下さい。

#### 4. 注意事項

プラットフォームに参加いただく場合は、以下の事項についてご確認いただきますようお願いいたします。  
なお、以下の事項及び、記載外の事項について疑義がある場合は個別にご相談ください。

- 1 共に創出する事業は、枚方市における社会的、経済的価値を有するものに限りませ
- 2 個人(個人で事業を営む方を除く)からの参加はできません。
- 3 参加を希望する事業者の活動が次に該当する場合は参加できません。
  - (1) 法令や公序良俗に反する場合
  - (2) 本市の施策や規程等に反する、又は抵触する場合
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合
  - (4) 政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
  - (5) 上記のほか、公共性、公平性に問題がある等の事由があると判断した場合
- 4 参加承認後においても、上記1、2の事実が判明した場合は、参加承認を取り消すことがあります。
- 5 プラットフォームで提案される共創アイデアの実現に向けて、市及びプラットフォーム参加者や提案に係る関係者(以下、「関係者間」)での調整は、内容によって時間を要することがありますのでご了解ください。
- 6 提案いただいた内容は、関係者間での実現を確約するものではありません。また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者との連携、契約を確約するものではありません。
- 7 提案は、関係者間での契約申込として取り扱うものではありません。また、提案受付後の検討開始をもって、契約の合意・締結となるものではなく、かつ、各提案への対応(検討、調整等)や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- 8 提案内容の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び提案への対応に係る一切の費用、提案によって生じた損害等への補填、賠償はいたしません。
- 9 特に本市への提案の実施に関して、法令又は本市の契約手続きの規程等に従い、公募等の調達手続きが必要となる場合があります。その際は本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。
- 10 上記8の場合、提案者の権利等に不都合が生じる箇所がある場合は、提案提出後から本市が公募等を実施するまでの間に、予めその内容、範囲について提案者から本市にご相談下さい。
- 11 提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。
- 12 提案内容は、関係者間で情報共有させていただきます。

情報共有(公開)の範囲等に留意事項がある場合は予め申し出等により関係者間に周知してください。
- 13 本プラットフォームの各事業及び共創アイデアの実現結果(過程を含む)等を本市のホームページやSNS等のほか、関係者間の各広報媒体等で公表する場合があります。

<問い合わせ>

枚方市役所 総合政策部 企画政策室 政策推進課

TEL : 072-841-1149 (直通) Mail : teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp